

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2024年1月12日
【四半期会計期間】	第49期第3四半期（自 2023年9月1日 至 2023年11月30日）
【会社名】	株式会社ポプラ
【英訳名】	POPLAR Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 礼信
【本店の所在の場所】	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
【電話番号】	(082)837-3500(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員社長室長 大竹 修
【最寄りの連絡場所】	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
【電話番号】	(082)837-3510
【事務連絡者氏名】	執行役員社長室長 大竹 修
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第48期 第3四半期 連結累計期間	第49期 第3四半期 連結累計期間	第48期
会計期間	自2022年 3月1日 至2022年 11月30日	自2023年 3月1日 至2023年 11月30日	自2022年 3月1日 至2023年 2月28日
営業総収入 (千円)	10,013,076	9,431,120	13,064,893
経常利益 (千円)	33,241	281,859	73,030
親会社株主に帰属する四半期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損 失 (千円)	22,391	364,144	237,796
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	11,654	371,529	253,818
純資産額 (千円)	428,770	377,280	694,242
総資産額 (千円)	3,980,459	3,990,146	3,872,113
1株当たり四半期純利益又は1株当 たり当期純損失 (円)	1.90	29.25	20.17
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	-	24.42	-
自己資本比率 (%)	10.8	9.5	17.9

回次	第48期 第3四半期 連結会計期間	第49期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自2022年 9月1日 至2022年 11月30日	自2023年 9月1日 至2023年 11月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	0.07	4.05

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第48期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第48期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度まで債務超過となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しております。

このような状況を解消すべく、2023年5月31日に第三者割当による種類株式の発行による増資を実行し700,000千円の資金を調達いたしました。また、収益面では前連結会計年度下期からの新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限の緩和や、全国旅行支援の政策による外出・行楽需要等の影響により上昇した既存店売上高は、当第3四半期連結会計期間においても好調に推移し、前連結会計年度に引き続き営業利益、経常利益を計上するとともに、当第3四半期連結累計期間は親会社株主に帰属する四半期純利益を計上した結果、債務超過を解消するに至っております。そして当連結会計年度末においても同様の結果となることを見込んでおります。

これらの状況に加え、資金面に関しては、主要取引銀行と2,000,000千円のコミットメントライン契約を締結しており、当面の資金を確保していること、また、その他各取引銀行と利用の都度、審査は必要となるものの、総額700,000千円の当座貸越契約を締結していることから、重要な資金繰りの懸念はありません。

従って、当該事象又は状況の解消ができるものと考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

なお、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおり、主要取引銀行とのコミットメントライン契約を2023年12月1日付で更新しており、直近の業績推移を考慮して、借入極額を2,000,000千円から1,000,000千円へ減額しております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行されたことにより経済活動の正常化が進んだ一方、ウクライナ情勢の長期化に伴うエネルギーや原材料価格の高止まりに加え、世界的な金融引締めによる景気後退懸念など、引続き不透明な状況が続いております。このような環境の中、当社グループは、安定的な収益体制の確立に取り組んでまいりました。

<売上と利益の状況>

売上につきましては、個人消費やインバウンド需要の回復に伴い、既存店ベースの店舗売上は108.4%と大きく前年を上回りましたが、直営店舗のフランチャイズ化を推進したことで、営業総収入は9,431百万円（前年同期比 5.8%）と昨年実績を下回りました。

利益面においては、燃料費、光熱費の高止まりや原材料費の高騰など厳しい状況ではあったものの、好調な店舗売上による粗利益の増加が上回り、営業利益319百万円（前年同期実績：21百万円）、経常利益281百万円（同：経常利益33百万円）親会社株主に帰属する四半期純利益は364百万円（同：親会社株主に帰属する四半期純利益22百万円）となりました。

セグメントごとの活動状況は以下のとおりであります。

なお、前連結会計年度末より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

<スマートストア事業>

「ポプラ」「生活彩家」ブランドで施設内に展開する事業（スマートストア事業）の当第3四半期連結累計期間における既存店売上前年同期比は109.8%で、2022年4月以降20ヶ月連続で前年を上回りました。

営業部門では、特定の商品を購入すれば、必ず話題の新商品がもらえる販売促進策「ONE BUY ONE」企画の実施や、「その場で当たるポイント還元キャンペーン」を実施することで来店リピート率の向上に努めました。また、地元広島のお土産メーカーと連携したおむすびや「地域ゆかりのお弁当」シリーズの販売、当社の看板商品であり、今年販売40周年を迎えた炊きたての御飯をお店で盛り付ける「ポップ弁」においては、「40周年ご愛顧感謝のお弁当」シリーズの販売を実施いたしました。

そのほか、事業所内等の一角に1坪から5坪程度の無人ミニコンビニを設置する「スマートセルフ」事業については、好調に規模を拡大しており、今期新たに20店舗を出店し期末店舗数は48店舗となりました。

製造・卸部門では、「ポプラ」及び「ローソン・ポプラ」両ブランド店舗向け商品の販売強化に努めるとともに、外部事業者向け弁当の販売拡大を進めました。また、2023年6月に本稼働を開始した冷凍惣菜の製造販売事業に関しても順調に売上を伸ばしております。

出店につきましては、有人店舗は11店舗を出店したほか、スマートセルフ店舗20店舗を加えて、合計31店舗を出店しました。閉店につきましては不採算店舗、コロナ禍での事業撤退店舗など19店舗を閉店した結果、期末店舗数は274店舗（前年同期末：257店舗）となりました。

これら活動の結果、スマートストア事業の営業総収入は3,944百万円（前年同期比4.0%増）、営業損失は15百万円（前年同期実績：営業損失106百万円）となりました。

< ローソン・ポプラ事業 >

今期で3年目を迎えたローソン・ポプラ事業におきましても、既存店売上前年同期比は109.9%と前年を大幅に上回り好調を維持しました。

営業施策としては、おにぎり300円以上購入で飲料の無料クーポンを配布するキャンペーンなど、ローソン本部が実施する販促への取り組みや新商品の導入を徹底し、成果を上げるとともに、ローソン・ポプラの特徴である「ポップ」の拡販にも取り組み、セグメント利益とグループ全体の利益を追求して、グループとしてポプラの認知度向上に貢献しました。また、社員の独立支援や既存オーナーの複数店経営を推進し直営店11店舗のフランチャイズ化を実施いたしました。

新規出店についても積極的に取り組み、5店舗（予算比3店舗増）を出店したことにより、期末店舗数は113店舗（前年同期末：108店舗）となりました。

これらの結果、ローソン・ポプラ事業の営業総収入は4,840百万円（前年同期比13.5%減）、営業利益は548百万円（同：76.1%増）となりました。

（2）財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

（流動資産）

当第3四半期連結会計期間末の流動資産は前連結会計年度末に比較し197百万円増加し1,918百万円（前連結会計年度末比11.5%増）となりました。これは、主に現金及び預金が48百万円増加したこと、また、その他の流動資産が144百万円増加したことによるものであります。

（固定資産）

当第3四半期連結会計期間末の固定資産は前連結会計年度末に比較し79百万円減少し2,071百万円（前連結会計年度末比3.7%減）となりました。これは主に、売却により土地が123百万円減少したことによるものであります。

（流動負債）

当第3四半期連結会計期間末の流動負債は前連結会計年度末に比較し751百万円減少し1,781百万円（前連結会計年度末比29.7%減）となりました。これは主に、返済により短期借入金が700百万円減少したことによるものであります。

（固定負債）

当第3四半期連結会計期間末の固定負債は前連結会計年度末に比較し201百万円減少し1,831百万円（前連結会計年度末比9.9%減）となりました。これは主に、返済により長期借入金が154百万円減少及び長期預り金が28百万円減少したことによるものであります。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末の純資産は前連結会計年度末に比較し1,071百万円増加し377百万円（前連結会計年度末は694百万円）となりました。これは、主に2023年5月31日に第三者割当による種類株式の発行による増資を実行し700百万円の資金を調達したことと、親会社株主に帰属する四半期純利益が364百万円であったことによるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動について重要な変更はありません。

(7) 従業員数

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの従業員数について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,160,072
A種種類株式	14,000
計	36,174,072

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2023年11月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年1月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,787,822	11,787,822	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数100株
A種種類株式	14,000	14,000	非上場	単元株式数1株 (注)
計	11,801,822	11,801,822	-	-

(注) A種種類株式の内容は以下のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。)に対し、下記16.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、50,000円(以下「払込金額相当額」という。)に、以下に定める利率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。)から、当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)

- | | |
|--|--------|
| (a) 配当基準日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合 | 年率5.5% |
| (b) 配当基準日が2025年2月末日に終了する事業年度に属する場合 | 年率6.5% |
| (c) 配当基準日が2026年2月末日に終了する事業年度に属する場合 | 年率7.0% |
| (d) 配当基準日が2027年2月末日に終了する事業年度に属する場合
及び2028年2月末日に終了する事業年度に属する場合 | 年率8.0% |
| (e) 配当基準日が2029年3月1日以降の日である場合 | 年率7.0% |

但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当(A種累積未払配当金相当額(下記(4)に定める。)の配当を除く。)が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第76条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(但し、上記(1)但し書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積(「A種累積未払配当金相当額」という。)する。当社は、A種累積未払配当金相当額についての剰余金の配当を、法令の定める範囲内において、翌事業年度以降に行われる剰余金の配当と併せて、A種種類株主等に対して行う。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記16.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額(以下「A種日割未払優先配当金額」という。)は、払込金額相当額にA種優先配当年率を乗じて算出した額の金銭について、分配日の属する事業年度の初日(但し、当該分配日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。)から、当該分配日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)

但し、当該分配日の属する事業年度中の、当該分配日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当(A種累積未払配当金相当額の配当を除く。)が行われたときは、当該分配日に係るA種日割未払優先配当金額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

3. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。)ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、() A種累積未払配当金相当額及び() A種日割未払優先配当金額の合計額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額を除いて得られる数とする。なお、本(2)においては、普通株式対価取得請求日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初、154円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} - \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} - \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数 - 新たに発行する} \\ \text{当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \times \text{1株当たり} \\ \text{払込金額}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの

価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

上記乃至による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員のためのインセンティブプランとして発行される株式及び新株予約権には適用されないものとする。

- (b)上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式交付、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数(但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c)取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d)取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

- (e)取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(5)普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(6)普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7)普通株式の交付方法

当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

5. 金銭を対価とする取得請求権

(1)金銭対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)を限度として、A種種類株主が指定する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下「償還請求日」という。)として、当会社に対して書面による通知(以下「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「償還請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i)払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、並びに()A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする(以下、当該金銭を交付する日を「金銭交付日」という。)

- (a)金銭交付日が払込期日以降2026年5月31日までの期間に属する場合 1.05

(b)金銭交付日が2026年6月1日以降2028年5月31日までの期間に属する場合 1.06

(c)金銭交付日が2028年6月1日以降の日である場合 1.07

なお、本(1)においては、償還請求日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。但し、償還請求日においてA種種類株主から償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各A種種類株主により償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2)償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(3)償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、2026年5月31日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するの引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、()金銭対価償還日における 払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、並びに A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。

(a)金銭対価償還日が2026年5月31日である場合 1.05

(b)金銭対価償還日が2026年6月1日以降2028年5月31日までの期間に属する場合 1.06

(c)金銭対価償還日が2028年6月1日以降の日である場合 1.07

なお、本6.において、金銭対価償還日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

7. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1)当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2)当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3)当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 優先順位

- (1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2) A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式が第1順位、普通株式が第2順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年9月1日～ 2023年11月30日	-	11,801,822	-	30,000	-	-

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2023年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	A種種類株式 14,000	-	(1) 株式の総数等 発行済株式（注）に 記載のとおりです。
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 800	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 11,769,700	117,697	-
単元未満株式	普通株式 17,322	-	-
発行済株式総数	11,801,822	-	-
総株主の議決権	-	117,697	-

- (注) 1. 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が200株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。
2. 「単元未満株式」の欄には、当社保有の自己株式11株及び証券保管振替機構名義の株式31株が含まれております。

【自己株式等】

2023年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町 大字久地665-1	800	-	800	0.00
計	-	800	-	800	0.00

(注) 当第3四半期会計期間末現在の自己株式数は811株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2023年9月1日から2023年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2023年3月1日から2023年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人FRIQによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (2023年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	828,047	876,635
売掛金	69,053	84,241
商品及び製品	274,374	259,716
原材料及び貯蔵品	12,328	15,642
その他	570,028	714,935
貸倒引当金	33,180	32,971
流動資産合計	1,720,652	1,918,199
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	112,275	103,859
土地	1,373,432	1,249,635
その他(純額)	85,302	189,400
有形固定資産合計	1,571,010	1,542,895
無形固定資産	14,890	10,387
投資その他の資産		
投資有価証券	133,219	129,189
敷金及び保証金	355,392	336,097
その他	82,816	68,821
貸倒引当金	5,868	15,444
投資その他の資産合計	565,560	518,664
固定資産合計	2,151,461	2,071,946
資産合計	3,872,113	3,990,146

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (2023年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	288,724	316,934
加盟店買掛金	259,522	287,460
短期借入金	700,000	-
1年内返済予定の長期借入金	206,304	206,304
預り金	123,579	114,765
未払金	409,390	343,073
未払法人税等	57,298	-
賞与引当金	16,971	1,672
その他	471,073	511,052
流動負債合計	2,532,863	1,781,262
固定負債		
長期借入金	401,304	246,576
リース債務	389,545	378,265
退職給付に係る負債	395,055	396,080
資産除去債務	223,058	221,067
長期預り金	611,190	582,393
その他	13,338	7,220
固定負債合計	2,033,492	1,831,603
負債合計	4,566,356	3,612,866
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,908,867	30,000
資本剰余金	683,739	-
利益剰余金	4,310,569	316,181
自己株式	371	377
株主資本合計	718,333	345,803
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	725	18,541
退職給付に係る調整累計額	24,816	12,935
その他の包括利益累計額合計	24,091	31,476
純資産合計	694,242	377,280
負債純資産合計	3,872,113	3,990,146

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年11月30日)
営業総収入		
売上高	7,889,064	7,023,771
営業収入	2,124,011	2,407,349
営業総収入合計	10,013,076	9,431,120
売上原価	6,003,737	5,352,519
営業総利益	4,009,338	4,078,600
販売費及び一般管理費	3,987,997	3,759,043
営業利益	21,340	319,557
営業外収益		
受取利息	399	385
受取配当金	1,128	1,264
受取手数料	2,387	391
開発負担金収入	26,569	21,014
貸倒引当金戻入額	-	1,027
その他	11,571	7,971
営業外収益合計	42,056	32,055
営業外費用		
支払利息	20,652	21,522
貸倒引当金繰入額	2,514	-
株式交付費	-	41,489
コミットメントフィー	5,965	5,875
その他	1,022	866
営業外費用合計	30,155	69,753
経常利益	33,241	281,859
特別利益		
固定資産売却益	56	137,012
投資有価証券売却益	44,228	45,941
その他	385	-
特別利益合計	44,670	182,953
特別損失		
固定資産除却損	0	6
減損損失	196	30,043
店舗閉鎖損失	13,282	6,319
その他	2,562	3,030
特別損失合計	16,041	39,399
税金等調整前四半期純利益	61,871	425,412
法人税、住民税及び事業税	39,710	58,821
法人税等調整額	230	2,447
法人税等合計	39,479	61,268
四半期純利益	22,391	364,144
親会社株主に帰属する四半期純利益	22,391	364,144

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年11月30日)
四半期純利益	22,391	364,144
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,405	19,267
退職給付に係る調整額	15,141	11,881
その他の包括利益合計	10,736	7,385
四半期包括利益	11,654	371,529
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	11,654	371,529
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

従来、当社及び連結子会社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法として、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しておりましたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更しております。

当社グループの中期事業計画において、今後注力する事業として工場の稼働率上昇を目的とした冷凍食品の製造が挙げられ、当連結会計年度より実稼働しました。現取引以外にも多くの問い合わせをいただいております。その受注生産数から安定的な設備稼働が予測されています。また、近年の製造設備の耐久性は高くなっており、その実績から陳腐化リスクも低いものと考えられ、長期的な投資回収効果が見込まれています。一方、コンビニエンスストア事業への設備投資も、当社においては従来の競争の激しい路面店経営から、安定した客数・売上が見込まれる限定商圏への出店へシフトし、投資効果が平均的に及ぶと考えられることから、減価償却費においては定額法を採用したほうが使用実態を合理的に反映できるものと判断いたしました。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ8,828千円増加しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

当社及び連結子会社は、第1四半期連結会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項（1）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(四半期連結貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行なうため取引銀行3行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (2023年11月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,000,000千円	2,700,000千円
借入実行残高	700,000	-
差引額	2,300,000	2,700,000

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年11月30日)
減価償却費	79,356千円	37,976千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自2022年3月1日 至2022年11月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自2023年3月1日 至2023年11月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

2023年5月30日開催の定時株主総会の決議に基づき、A種種類株式14,000株を発行し、2023年5月31日付で第三者割当増資の払込みを受け、資本金及び資本準備金がそれぞれ350,000千円増加いたしました。同日付で資本金3,228,867千円及び資本準備金1,033,739千円をそれぞれ減少し、その他資本剰余金へ振り替えしております。また、同日付でその他資本剰余金を4,262,606千円減少し、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を行っております。

この結果、当第3四半期連結会計期間末において、資本金が30,000千円、利益剰余金が316,181千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自2022年3月1日 至2022年11月30日)

1. 報告セグメントごとの営業総収入及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	スマート ストア事業	ローソ ン・ポプ ラ事業	計				
営業総収入							
加盟店からの収入	2,056,050	1,057,934	3,113,985	-	3,113,985	-	3,113,985
直営店舗の売上	561,680	4,451,534	5,013,214	620,905	5,634,120	-	5,634,120
その他の収入	1,084,077	86,141	1,170,219	5,077	1,175,296	-	1,175,296
顧客との契約から 生じる収益	3,701,809	5,595,610	9,297,419	625,982	9,923,402	-	9,923,402
その他の収益 (注)4	89,673	-	89,673	-	89,673	-	89,673
外部顧客への営業 総収入	3,791,483	5,595,610	9,387,093	625,982	10,013,076	-	10,013,076
セグメント間の内 部営業総収入又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	3,791,483	5,595,610	9,387,093	625,982	10,013,076	-	10,013,076
セグメント利益又は 損失()	106,804	311,449	204,644	14,107	218,752	197,411	21,340

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理店事業、ドラッグストア及び外食事業であります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額は、配分されていない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日 企業会計基準委員会)に基づく賃貸収入等であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第3四半期連結累計期間において、固定資産の減損損失を196千円計上しております。当該減損損失の計上額は、「スマートストア事業」セグメントにおいて196千円であります。

当第3四半期連結累計期間（自2023年3月1日 至2023年11月30日）

1. 報告セグメントごとの営業総収入及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	スマート ストア事業	ローソ ン・ポプ ラ事業	計				
営業総収入							
加盟店からの収入	2,113,273	1,355,143	3,468,417	-	3,468,417	-	3,468,417
直営店舗の売上	616,272	3,421,688	4,037,961	640,723	4,678,684	-	4,678,684
その他の収入	1,137,539	63,991	1,201,530	4,925	1,206,456	-	1,206,456
顧客との契約から 生じる収益	3,867,085	4,840,823	8,707,909	645,648	9,353,557	-	9,353,557
その他の収益 (注)4	77,563	-	77,563	-	77,563	-	77,563
外部顧客への営業 総収入	3,944,649	4,840,823	8,785,472	645,648	9,431,120	-	9,431,120
セグメント間の内 部営業総収入又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	3,944,649	4,840,823	8,785,472	645,648	9,431,120	-	9,431,120
セグメント利益又は 損失()	15,058	548,609	533,550	20,020	553,571	234,014	319,557

- (注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理店事業、ドラッグストア及び外食事業であります。
2. セグメント利益又は損失()の調整額は、配分されていない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
4. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日 企業会計基準委員会)に基づく賃貸収入等であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第3四半期連結累計期間において、固定資産の減損損失を30,043千円計上しております。当該減損損失の計上額は、「スマートストア事業」セグメントにおいて30,043千円であります。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループは、前連結会計年度末より、経営実態に照らした業績管理区分の見直しを行い、各報告セグメントにおける本社費用及びセグメント資産の各セグメントに対する配分方法の変更を行っております。

また、収益の分解情報についても、これまで、財又はサービスの移転の時期を区分して記載していましたが、財又はサービスの種類を区分して記載しております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを記載しております。

(企業結合等関係)

該当事項は有りません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年11月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	1円90銭	29円25銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	22,391	364,144
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	19,355
(うち優先配当額(千円))	-	(19,355)
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	22,391	344,788
普通株式の期中平均株式数(株)	11,787,034	11,787,016
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-	24円42銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	-	19,355
(うち優先配当額(千円))	-	(19,355)
普通株式増加数(株)	-	3,125,415
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変更があったものの概要	-	-

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

(コミットメントライン契約の締結)

当社は、2023年12月1日付で、下記のとおりコミットメントライン契約を締結いたしました。

1. コミットメントライン設定の目的

中長期的な成長に向けた資金需要への対応および財務基盤の安定性向上のため機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを通じて財務体質の強化及び安定化を図るものであります。

2. コミットメントライン契約の概要

- (1) 契約締結先 株式会社広島銀行
- (2) 借入極度額 10億円
- (3) 契約締結日 2023年12月1日
- (4) 契約期間 2023年12月1日～2024年11月30日(1年間)
- (5) 担保の有無 無担保・無保証
- (6) 純資産額に関する財務制限条項が付されております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年1月11日

株式会社ポブラ

取締役会 御中

監査法人 F R I Q

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 三浦 義直
業務執行社員

指定社員 公認会計士 笠原 寿敦
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ポブラの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2023年9月1日から2023年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2023年3月1日から2023年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ポブラ及び連結子会社の2023年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2023年2月28日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して2023年1月12日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2023年5月30日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認

められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。